

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理 機構の平成17年度の業務実績の評価結果

平成18年8月18日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 平成17年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「施設整理機構」という。）は、厚生年金保険法第79条又は国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供する施設（以下「年金福祉施設等」という。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的として、平成17年10月1日に新たに発足した独立行政法人である。

今年度の施設整理機構の業務実績の評価は、平成17年10月に厚生労働大臣が定めた中期目標（平成17年度～22年度）の初年度（平成17年10月～18年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、評価を実施した。

年金福祉施設等は、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立って、平成22年9月までの5年間に、全て譲渡又は廃止することとされており、施設整理機構は、極力譲渡価格は高く、かつ全ての施設を譲渡するという、両立が困難な2つの大きな使命（ミッション）を与えられている。

したがって、施設整理機構の評価に当たっては、

- ・ 中期目標期間の最終の事業年度（平成22年度）までに、全ての出資対象施設の譲渡又は廃止をする
- ・ 各年度にあつては、年度計画に定める譲渡予定対象施設の譲渡又は廃止をする
- ・ 年金資金等の損失を最小化する観点から、適正な譲渡価格を設定する

といった事項についての達成状況、具体的な取組方法、又はその取組における創意工夫を評価の基本とし、その上で、委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮及び地方公共団体との相談など、中期目標等に定める事項が適切に行われたかについて考慮した総合的な評価を実施することとしていたが、平成17年度においては、施設整理機構を立ち上げた初年度であることを踏まえ、平成18年度以降の業務を円滑に遂行できる体制を構築できたかという点に重点を置いた評価を実施することとした。

また、施設整理機構の設置目的を達成するに当たって、トップマネジメント機能が有効に発揮されたかについても評価した。

(2) 平成17年度業務実績全般の評価

施設整理機構は、5年間の有期限の組織であることから、民間からの職員採用は困難な状況にもかかわらず、極めて短期間に民間の専門家を採用し、業務の進捗に合わせた

組織の見直しを行うなど、専門的知見を最大限活用した組織編成を行っている。法人の体制整備は極めて重要であり、短期間に民間の経験者を集め、組織をスタートさせたことは大いに評価できる。

また、施設整理機構は、理事長のリーダーシップの下、当面の業務運営方針として「官業から民業への橋渡し」のコンセプトを掲げ、買受先が当該施設の土地・建物に価値を見いだすような売却方法、即ち「事業価値」に基づく施設の譲渡を基本方針としている。

このため、譲渡業務促進のためのアドバイス業務及び情報提供を行う総合アドバイザーと共同で全施設を対象に事業調査と不動産調査を実施しており、今後の展開上必要な外部戦力の活用に努めたこと、及び本調査により各施設の譲渡方針（出口戦略）に基づいた譲渡業務を行っていくための基盤づくりができたことと評価できる。これまで前例のない分野において、新たなビジネスモデルの構築も視野に入れた取組が大いに期待される。

さらに、委託先法人より経営委託返上の申出のあった施設について、機動的に委託先の変更を行い施設価値の維持向上にも努めている点は大いに評価できる。

なお、平成17年度における譲渡業務の実績は、20物件の入札を実施し、うち9物件が落札され、残り11物件は不落・不成立となっている。物件数では、施設整理機構が当初掲げた目標値を達成できていないが、落札額では出資額に対して150%と目標値を達成できている。

平成17年度は、社会保険庁時代に既に閉鎖済となった施設や、社会保険庁時代に福祉施設を建設するために購入済みの土地を中心として、特段の対処を行わず市場の反応を見る、言わばテストマーケティングとしての位置付けで入札を行っており、平成17年度の実績を踏まえた今後の取組に期待したい。

これらを踏まえると、施設整理機構に与えられた使命を果たすために必要な基盤づくりが、相当の努力によってできたことは大きな評価に値するものであり、中期目標の初年度に当たる平成17年度の業務実績については、全体としては施設整理機構の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。今後、営業を続けている施設を譲渡していくに当たって、年金資金等の損失を最小化するという考え方を基本としつつ、公共性や雇用にも配慮した「官業から民業への橋渡し」が適切に実施されていくことを大いに期待したい。

また、理事長主宰の業務打合会を原則毎朝開催し、適宜状況報告を行う等、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、今後とも指導力を発揮した積極的な取組を大いに期待したい。

中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。個別項目

に関する評価資料については、別紙として添付した。

2. 具体的な評価内容

(1) 効率的な業務運営体制の確立

施設整理機構は、5年間の有期限の組織であることから、民間からの職員採用は極めて困難な状況にもかかわらず、施設譲渡の実務を担当する企画・開発を行う部門及び入札・売却を行う部門にはすべて民間から専門職員を採用するなど、民間の専門的知見を最大限活用した組織編成を行っている。

施設譲渡計画策定のための総合アドバイザー業務及び事業デューデリジェンス（適正評価）業務の外部委託については、調査結果等の成果を測るまでには至っていないが、今後の展開上必要な外部戦力の活用に努めたことは大いに評価できる点であり、調査結果等に基づく新たなビジネスモデルの構築も視野に入れた今後の取組に大いに期待したい。

(2) 業務管理の充実

国から出資を受けた資産等に関する情報等の管理について、適切な管理体制を確立している。また、使用頻度の高い情報については、データベースに集約管理を行い効率的な活用を可能とするなど、短期間に情報等の管理体制の確立に努めたことは評価できる。

業務の進捗管理については、幹部会及び役員会に主たる業務の進捗状況を定期的に報告・協議するほか、理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合会においても適宜状況報告及び意見交換を行っており、適切な取組がされている。

多様な事業リスクの的確な把握・管理については、施設整理機構発足からの期間が短く具体的なリスクへの対応事例が不明であるが、業務打合会で対応方針を検討するとともに、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対応するため、特別顧問を2名設置するなど十分努力の跡が見られ、今後の展開に期待したい。

(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費及び業務経費の執行について、平成17年度は事業開始の初年度であり前年度との比較対照ができないが、それぞれ必要最小限の経費の執行及び費用対効果を踏まえた効率的な執行に努め、予算内での運営を行ったことは、一応の計画達成として評価できる。

今後の更なる効率化のため、より一層の取組を期待する。

(4) 各施設の経営状況等の把握

外部のコンサルタントである総合アドバイザーを活用し、一部施設については平成18年4月に実施がずれ込んだものの、全施設を対象とした、現況調査並びに今後のバリューアップ（価値向上）の可能性を把握するための事業調査及び不動産調査が実施されている。これにより、施設の経営実態や緊急を要する修繕事項等の把握に向けた取組が行われており、今後各施設の出口戦略に基づいた譲渡業務を行っていくための基盤づくりはできたものと評価できる。

(5) 施設整理機構の業務内容に関する地方公共団体への説明

年金福祉施設等が所在するすべての地方公共団体等に対して譲渡業務の内容について関係書類等の送付を行い、その後、地方公共団体からの要請に応じて個別に説明を行っており、地方公共団体に対する説明は行われている。

事業の継続・施設従業員の雇用への配慮の観点から、民間譲渡後の固定資産税の軽減を求めるなど、施設の事業価値を高めるための地元自治体に対する働きかけを今後も期待する。

(6) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止

平成17年度の譲渡施設は、社会保険庁時代に既に廃止された施設及び更地が中心であり、雇用の問題もないことから出資価格に基づいて予定価格を設定し、廃止施設のため多様な譲渡方法の検討も行わず、言わば市場の反応を見るテストマーケティングとして入札を行っている。

その結果、年度譲渡予定施設のうち11件の不落・不成立により、施設譲渡に係る収入は当初予算を下回っており、十分な落札実績ではなかったが、今後の施設整理機構の業務を円滑に進めるためにも計数実績は必要であり、土地の売却により大きな成果を得たことは評価できる。

あえて不落の実績を積み上げることによって、マーケットに対したたき売りは行わないといった姿勢を示すということは理解できるが、5年間という限られた期間の中で入札機会を有効に使っていくという観点から、テストマーケティングとしての課題抽出を更に行うなど、半数以上が不落になった点についての今後の対応策が求められる。

平成17年度の譲渡施設は、既に廃止された施設等が中心であり、雇用の問題がそもそもないため、考慮すべき重要な点である雇用への配慮についての評価はできないが、営業を継続している中での譲渡となった「日田社会保険健康センター」については、施設の買受者に対して委託先公益法人の従業員の雇用を依頼し、一部職員については再雇用が図られている。

(7) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全

譲渡するまでの間、年金福祉施設等の資産価値の維持改善、効率的な経営及び効果的な運営を行う必要があることから、現状把握及び事業価値・不動産価値の改善可能性の検討を目的として、事業及び不動産に係るデューディリジェンスを総合アドバイザーと共同で実施している。

また、平成17年度においては、建設物の吹付けアスベストのばく露が社会問題となったこともあり、国から出資を受けた施設について、所要の調査・封じ込め等の措置を適切に講じている。

平成17年度において新たに契約解除の申し出があった施設について、「社会保険京都健康づくりセンター（ペアーレ京都）」及び「厚生年金神明苑」については、施設閉鎖を回避し、施設譲渡までの期間、事業価値の維持向上を図ることを目的として管理運営委託を、「保険福祉センターヘルシーパル船小屋」、「国民年金健康保養センターたるみず」及び「名古屋健康づくりセンター」については、不動産価値の劣化防止を目的として管理委託を実施している。

このように、施設の実情に応じ管理運営委託又は管理委託を行い、事業・不動産両面での資産価値の維持・改善を図った点は高く評価できることから、今後とも更なる取組を期待したい。

(8) 買受需要の把握及び開拓

譲渡対象施設の類型別に各業界に関する情報を収集し、施設に対する各業界の見方・捉え方を把握することに注力している。

また、総合アドバイザーによる事業デューディリジェンスへの立会いで各施設（対象268施設）を回る傍ら、網羅的に地方公共団体、金融機関、買受希望先企業等を訪問し、施設整理機構の業務内容を周知しながら意向調査・情報収集に取り組んでおり、買受需要の把握・開拓は適切に行われている。

今後とも、できるだけ幅広く買受需要の把握・開拓に努め、その結果が譲渡実績に結びつくことを期待したい。

(9) 情報の提供

施設整理機構の運営状況等に関する情報については、設立初年度において提供できる情報を適宜ホームページに掲載し、積極的かつ適切な提供を行っている。

譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報は、ホームページ上に体系立てて揭示し、種別、県別、機能別に検索可能となり閲覧者の見やすさに配慮している。また、電

子媒体（CD-R）など I T 手段も適切に活用した十分かつ効率的な情報提供の取組についても評価できる。

今後とも、わかりやすいホームページの作成等、更なる充実を期待したい。

（10）財務内容の改善に関する事項

予算、収支計画及び資金計画については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営が適切に行われている。

平成17年度の事業経費が大幅に節減されているのは、アスベスト等各種調査費の支出が次年度になったことと災害復旧経費が不要となったという外的要因が大きいと考えられる。

また、出資額に対し、落札額が大幅に上回った物件があったことは結果として大きな成果であったと言える。

年金福祉施設等は保険料財源で建設されたものであることから、被保険者等の利益を第一に考えるスタンスを忘れず、今後とも経費削減目標の確実な達成に向けて継続して努力していくことを期待する。

（11）その他業務運営に関する事項

人事については、施設整理機構発足後間もないことから、十分な評価は難しいが、専門職員について民間に準じた成果主義に基づく評価を行う方針であることなど、おおむね計画どおりに取り組んでいると言える。

国庫納付金については、年度計画において予定していなかったところであるが、12億8千万円を納付する予定となっていることは、評価できる。

外部の有識者からなる機関については、学識経験者等の三名の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、各施設の具体的な譲渡方法等についての意見を聴いている。学識経験者や有識者による適切な意見聴取は極めて重要であり、これまで計画どおりに取り組んでいると評価できるが、今後更なる有効活用を期待したい。

施設整理機構の保有する個人情報については、適切に管理されており、引き続き適切な管理に努められたい。